

議案第62号

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第9条中「排水設備には」の次に「、雨水」を加え、「及び」を「又は」に改める。

第14条中「その金額」を「その端数金額」に改める。

第16条中「建築するもの」を「建築する者」に改める。

第17条中「もの」を「者」に改める。

第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

（立入検査）

第18条 市長は、排除施設を管理するために必要と認めるときは、利用者が占有する土地、建物又は排水設備に職員を立ち入らせ、調査又は検査を行わ

せることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により調査又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改修その他の処置)

第19条 市長は、市が管理する排除施設に雨水を流入させた者又は前条の規定による調査又は検査の結果必要と認めた者に対し、期限を付して当該排水設備の改修又は撤去を命ずることができる。

2 前項の改修又は撤去に要する費用は、改修又は撤去を命じられた者の負担とする。

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第6条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者

(2) 第7条の規定に違反してかすみがうら市指定排水設備工事店以外の者による排水設備の新設等の工事を実施した者

(3) 第8条第1項又は第10条の規定による届出を怠った者

(4) 第9条の規定に違反して排水設備に土砂、ごみ、油脂その他市民の生活環境等に有害となる物質又は農排施設に障害を及ぼすおそれのある物質を排除した者

(5) 第16条の規定に違反して市長の認定を受けずに排除施設を利用した者

(6) 第18条の規定による調査又は検査に正当な理由なく応じなかった者

(7) 第19条第1項の規定による改修又は撤去を行わなかった者

第21条 偽りその他の不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のかすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第142号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。